「図書館雑誌」（日本図書館協会）掲載

『タイ買春読本』事件から「図書館の自由」を考える

静岡市の図書館をよくする会　佐久間美紀子

　1996年12月、「カスパル」（アジアの児童買春阻止を訴えている市民団体）が、静岡市立図書館に対して、所蔵の『タイ買春読本』を廃棄するよう訴えた。タイ女性の人権を侵害し、買春をあおるものだ、というのである。図書館は書庫保存にするが廃棄はしない、と回答した。「カスパル」はこれに満足せず廃棄要求を続け、それが翌年1月の新聞（地方版）に大きく報じられた。

　「静岡市の図書館をよくする会」（通称「よくする会」）は、機会をみて廃棄に反対する意見を表明したが、この反論がきっかけで、2月、「アジアを考える静岡フォーラム」（外国人労働者の援助などをしている市民団体）主催で公開討論会が行われることとなった。「カスパル」「よくする会」の代表がそれぞれ廃棄の是非を論じ、この模様はふたたび新聞報道された。最初の記事は図書館を非難するニュアンスであったのが、このときは両論併記になっていた。

　「カスパル」は廃棄要求を引っ込めはしなかったが、問題が「知る権利」や「図書館の自由」に移ったことをみて、論争打ち切りを宣言し、2月の末、事件は収束した。

　「よくする会」はその後、この事件と図書館の自由を考える討論会を開いた。そして、参加者の感想や、それまでの経緯を語る要求書・新聞記事などを集め、『静岡市立図書館への［タイ買春読本］廃棄要求事件資料集』として出版した。

　この事件で、「よくする会」が主張したのは、次のような点である。

-------------------------------------------------------------------------------------

　図書館から資料を抹殺したところで現実はなくならない。日本は以前から買春大国であり、このような本が出版され、好んで読まれている。それは消すことも変えることもできない「われわれの」歴史である。

　図書館は社会の記憶装置であるから、存在するものは存在すると認めて、現在の社会の総体を歴史として収集・保存するべきである。社会が愚劣であるなら、図書館が正直に仕事をすれば愚劣な資料が集って当然なのだ。その責任はわれわれ自身にあるのであって、図書館のせいにしてはならない。図書館もまた、まるで未成年者に対する保護者のように振る舞って、安全無害なものだけ選別すべきではない。

　抹殺や抑圧によっては、実効ある批判はできないものである。批判の対象をよく理解して根底から解体させる方策を探ることが必要であり、そのためには批判対象の研究が欠かせない。安直な抹殺は、かえって批判能力を低下させる。図書館への廃棄要求は、批判的研究のための資料に使われる可能性を否定し、あるいは抹殺することである。

　そもそもカスパルが廃棄要求できるのは、それを読んだからだ。読まなければ批判すべきかどうか、判断できないはずだから。自分では読んだものを、他人には読ませないよう要求するのは不遜というものであろう。自他に同じ権利を認めるのが、この社会のルールのはずである。

　当の本を読まなければ、この問題についての判断はできない（してはならない）し、カスパルの主張も検証できない。だからこそ、こうした資料は図書館に必要なのである。憶測や受け売りでものを言うのではなく、自分で調べて判断する力を、「図書館の自由」は養ってくれる。

　本は批判的に読むことができるものだ。しかしカスパルは、自分たち以外の読者は、出版社や著者の誘導する方向で読むものと決めてかかっている。図書館もまた、廃棄を決めれば、利用者はこう読むだろうと断定したことになる。ある本をどう読みどう評価するか、それこそが知的自由であり、個人の権利である。カスパルであろうと図書館であろうと、誰かに代わって判断することはできないはずだ。

　もちろん、個人の自由な判断はそれ自体でよい結果を保証するものではない。開架が万引きや切り取りを増やしたように、公共財を食い荒らす選択をする可能性は、充分ある。「図書館の自由」は万能ではない。むしろはじめの一歩にすぎないのであって、われわれはその自由を使ってよりよいものを生み出していかなくてはならない。でなければ「自由」は支持を失ってしまうだろう。

-------------------------------------------------------------------------------------

　この事件では、新聞報道されてことが公になったのがよい結果を生んだと思う。報道で多くの人に知られたおかげで、反論もでき、公開討論もでき、それによって、「官公庁対市民団体」といった対立図式ではなく、利用者にとって本当によい図書館とは何か、という議論に移行できた。マスコミに通報したカスパルのおかげである。

　図書館も、事件の経過と図書館の見解をロビーに張り出すなどして、きちんと対応してくれた。「資料提供の自由」の中には、当然図書館自身の情報も含まれるが、それがそのまま自由を守る役目をする、ということだ。図書館がどれだけ情報公開できているかが、これから重要なポイントになるだろう。

　それから、「図書館の自由」がなにより利用者の権利だということが、この事件で実感できた。権利は行使してはじめて実効あるものとなるので、図書館が知る権利を保障してくれるのを、口を開けて待っているわけにはいかないことも。利用者による「図書館の自由」を育てる活動が、これからもっと広がる必要がある。

　今年、図問研静岡支部で、県内図書館に「自由」関連のアンケートをとったところ、検事調書の掲載された文芸春秋について、図書館はどういう処置をとったのか、とか、慎重に対処してほしい、などという電話が利用者からのあった、との回答がみられた。また、『三島由紀夫・剣と寒紅』を、もう読んだからいらないし、こういう本は図書館に置くべきだろうから、と、寄贈してくれた利用者がいた、という話も聞いた。

　利用者は知る権利にかかわる図書館の動向を注目している、そして、機会があったら図書館のために何かしてもいいと思っている、それを示すことは、充分「自由」の擁護になるだろう。

　「自由宣言」の中の、資料提供制限条項のうち、「人権またはプライバシーを侵害するもの」は、わいせつ出版物と同じく「判決が確定したもの」とでもすべきではないだろうか。でないと、権利を侵害しているか否か意見が対立しているとき、誰が判断するのかという問題がでてきてしまう。少なくともそれをするのは図書館ではないはずだし、行政でもないだろう、と思う。国でさえ裁判の一方の当事者になることがあるのだから。

　この事件以来気になっているのだが、マスコミ報道にも図書館の対応にも、ある種の市民団体のやり方にも、いやな感じがある。この社会は、ホンネの部分を市場経済にゆだね、公共機関はタテマエを押し通すという分裂（あるいは二重思考）を、ますます固定化させようとしているのではないか。言論の自由も人権・プライバシーも知る権利も、すべて空疎なタテマエにされてしまい、そのタテマエ維持のアリバイづくりに、図書館が使われているのではないか、と。

　タテマエの「自由」と「人権」が図書館への影響力を巡って争う。ホンネはそんなことに関係なく、商売という形で野放図に流通する。3つの間で図書館は右往左往する。少年法関連の雑誌規制はその典型に見えた。

　だが、「図書館の自由」が作り出そうとしている公共性は、決してそんなものではないはずである。むしろそのような分裂を包括する可能性を持つ。その辺の議論がほしいと思う。